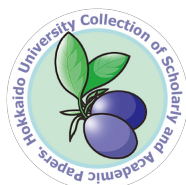




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	豊臣期における検地の負担構造
Author(s)	平井, 上総
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 135, 1(右)-25(右)
Issue Date	2011-12-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47698
Type	departmental bulletin paper
File Information	ARCS135-1.pdf



豊臣期における検地の負担構造

平 井 上 総

はじめに

豊臣政権の政策のなかでもっともよく知られているもののひとつであろう検地は、かつて一九五〇年代から行なわれた太閤検地論争において、日本の中世と近世を画する重要な政策と位置づけられていた^①。その後、戦国大名と豊臣政権の検地の連続性をめぐる議論などが交わされたが、豊臣政権論における検地論の位置づけは後退していった。

一方、検地論自体は豊臣政権論から離れて研究が進んでおり、検地実施方法の解明という視点が強く意識されるようになってきた。そこでは、中世村落の自力を高く評価する研究動向を受けて、検地の実施に百姓が多くたずさわっておりその協力が不可欠であったことなどがあらためて注目された^②。特に池上裕子氏は、村の領域確定・名請人の認定・帳簿の扱いなどを比較検討し、豊臣方式の検地は中世領主が行なってきた検注の延長線上にあるものと理解すべきと

指摘している。⁽³⁾

このように検地の実態論は進展してきたが、いまだ解明されていない点も多い。たとえば、検地の際に権力から派遣された検地奉行・検地役人について、個々の検地研究で触れられることはあっても、豊臣期にはどのような人物が務め、どのような行動を取っていたのかといった視点は十分とはいえない⁽⁴⁾。検地の実態を明らかにするためには、いまだ多くの基礎的検討が必要であるといえよう。⁽⁵⁾

そこで本稿では、豊臣検地に際して、その費用がどのように負担されていたのか検討する⁽⁶⁾。具体的には、検地役人が検地のため村落に滞在している最中の費用を対象として、権力側と村側がそれぞれどの部分を負担することになっていたのかを明らかにし、またその結果を前後の時代と比較することとする。こうした検討は中世検注に関しては宝月圭吾氏らによる検討がみられるが、豊臣期に関しては、中世検注における共食慣行が豊臣期に兵糧支給という形で否定されたとする原田信男氏の先駆的指摘がみられるのみであり、その後この論点が検地研究に継承されてきたと言いがたい。原田氏の指摘は中世における支配関係の確認の場としての共食をめぐる考察の中でなされたものであり、豊臣期の変化の理由については中世的社會構造の否定といった点に求めているが、本稿では検地論の視角からあらためてその理由を探っていききたい。

第一章 検地条目にみる負担原則

本章は豊臣政権および当該期の大名権力が作成した検地条目類を検討し、当時の検地負担の原則を導き出すことを

目的とする。そのための基礎作業として、簡単に検地条目そのものを概観しておきたい。

豊臣秀吉の発給した検地条目は、天正一七（一五八九）年美濃国検地のものが最初とされている。⁹⁾ 検地条目の代表例として掲げておこう。

○史料A 天正一七年一〇月一日付美濃国検地条目¹⁰⁾

美濃国山かた郡堺目より、常陸右衛門尉検地之堺目之間、南者なからの川、北者越前堺まで検地御掟条々、

一、田畠屋敷共二五間・六十間之定、三百歩ニ縄打可仕事、

一、田地、上京升壺石五斗代、中壺石参斗代、下壺石壺斗代ニ可相定、其より下々ハ見斗可申付事、

一、畠、上壺石式斗、中壺石、下八斗ニ可相定、其より下々ハ見斗可申付事、

一、給人百姓ニたのまれ、礼儀・礼物一切不可取之、至後日も、被聞召付次第、可被加御成敗事、

一、御兵糧被下候上者、自賄たるへし、但さうじ・ぬか・わらハ百姓に乞可申也、
（雜事・業）

天正十七年十月朔日（朱印）
（豊臣秀吉）

片桐主膳正殿
（貞隆）

石田奎頭殿
（正澄）

検地条目は検地奉行・役人に対して検地の施行原則を示したものであり、その内容は多様である。史料Aをみると、第一条は丈量単位、二・三条は田畠の斗代、四・五条は実際の検地現場における心得や負担原則が示されている。かかる内容を持つ検地条目であるが、この美濃国検地以後の条目を見るとその記載項目は必ずしも一定しているわけではない。たとえば翌天正一八年の奥羽検地条目では、地位別斗代が貫高で示された後に屋敷・漆・川役・丈量単位な

表 本稿で言及する豊臣期の検地条目類

発給年	対象地	検地施行者	典拠
天正 15	伊予国戸田領	戸田勝隆	史料B
天正 17	美濃	豊臣直轄	史料A
天正 18	奥羽	豊臣直轄	(11)
天正 19	奥羽 or 尾張	豊臣直轄	(12)
文禄 3	伊勢	豊臣直轄	(13)
文禄 3	摂・河・泉	豊臣直轄	(14)
文禄 3	島津領	豊臣直轄	(15)
文禄 5	甲斐	浅野長吉	(16)
慶長 2 カ	土佐	長宗我部元親	(17)
慶長 3	越前	豊臣直轄	(18)
慶長 3	越後国溝口領	溝口秀勝	(19)
慶長 7	出羽国佐竹領	佐竹義宣	(20)

どが規定されているが、史料Aの四・五条に代表される礼物禁止・自賄規定はない。さらにその翌年の豊臣秀次検地条目では、斗代の他に丈量単位・京升使用、それに史料A四・五条に相当する項目が列記されており、天正一八年奥羽検地の条目にはない規定が復活もしくは追加されている。そして後述のように礼物禁止・自賄規定は文禄三（一五九四）年検地の条目などにも引き継がれている。以上から、天正一八年の条目に記されていない項目は、不用な規定として削除されたり、その検地で禁じられていなかったりしたのではなく、豊臣検地の原則として受け継がれながらも条目に記載されていないのみであると考えておきたい。なお史料A四・五条に類する規定がみられないのは、天正一八年奥羽検地のほかは慶長三（一五九八）年越前国検地の条目のみである。

それでは、これら豊臣直轄検地の条目からみられる負担原則を具体的に抽出してみたい。負担という点で最も重要なのは史料A第五条である。これは①豊臣政権から兵糧を支給すること、②検地役人は自賄であること、③ただし雑事・糠・藁は百姓に乞うべきこと、の三要素からなりたっている。これ以後の検地条目をみると、天正一九年秀次検地条目は「勿論」として②・③の記載があり、そのうち③には薪が追加されている。また文禄三年伊勢国検地条目および同年摂津・河内・和泉国検地条目では「如法度」として②・③（薪も追加）が規定され、豊臣取立大名である浅野

氏の文禄五年甲斐国検地、溝口氏の慶長三年越後国検地にも②・③そのものもしくは類する規定がみられる。関ヶ原合戦後の慶長七年、佐竹義宣が検地にあたつて下した黒印状にも「ぬか・馬の草・さうじをハ、百姓ニ可申付候」とあることから、史料Aにみられる原則は若干の変遷を経ながらも豊臣期を通じて踏襲されており、その他の大名にも影響を及ぼしていたとみて間違いなからう。

では、かかる負担原則はいかなる目的で定められたのか。それを探る前提として②自賄原則の具体的内容を検討するが、まずは関連する史料として、天正一五年伊予国に知行を得た戸田勝隆が新人部検地を行なった際の条目を掲げよう。

○史料B 天正十五年七月十四日付戸田勝隆検地条目抜粋⁽²⁾

条々

- 一、検地之上使、此方よりひるめし^(証販)をも申付、自在庄仕候上ハ、百姓より少之ま^(賄)かないかたも、かまい候間敷事、
- 一、薪、さうし^(雑事)、馬のぬか^(膝)・わら^(藁)・くさの儀ハ、百姓より可出候、但馬一疋二日二ぬか五升、わらにて候ハ、
- 五わ、くさならハ式か、さうし^(荷)・たき^(酒)・も百姓より其人かす^(数)ニおうし^(算)さん用候て可出候事、
- 一、礼銭礼物一切出ましく候、并さけさかなの儀も少も出ましく候、自然下々法度をそむき^(背)、とるへきと申候ハ、可直訴事、
- 一、田畠つけ候事、けんちのもの^(見違)のミちかい^(竿違)・さほちかい有之其田ニ帳面ほと無之候ハ、その給人か代官へ相ことわりめん^(免)をこい^(乞)、立毛の上を以三分一百姓とるへく候、もし給人・代官むりを申かけ、米帳面ほと無之候共可取と申候ハ、其田の立毛三分一、百姓かりとり、大分ハ代官か給人江可上置事、

豊臣期における検地の負担構造

一、か様ニ申付候上ハ、^(逃散)にけちり候百姓又ハ前々より給人の儀ニそむき、^(逐電)ちくくてん仕候ものこれあらは、地下のおとな百姓としてきもを^(肝)いり、^(煎)めしな^(召)おし可申候事、

右如此相定上ハ、非分之儀申かけ候を、うけあいかくしおき直訴無之候ハ、百姓共可成敗者也、

天正十五年七月十四日

戸田民部少輔（花押）

まずはこの史料の性格に若干触れておきたい。本条目は最初の豊臣検地条目とされる史料Aよりも二年ほど先行したものであり、かつ豊臣子飼いの大名が発給したものである。彼が大名として自領に検地を行なったのはこのときがおそらく初めてであり、かつ検地条目の内容自体が史料Aでみたような天正一七年以後の豊臣方式と類似している。

この条目にみられる基準は勝隆が独自に決めたものではなく、おそらく先行する豊臣検地条目が存在しており、それを基にして定められたのではないか。少なくとも、負担に関する基準が豊臣政権内でできており、それに準じた条目制定であつたとみて間違いはなからう。

ついで内容の検討に移ろう。負担原則という点で関連するのは最初の三条となる。まず一条目では、大名より昼飯をも出しているのだから百姓からの賄いは無用である、とする。この時期は一日三食制がまだ確立しておらず、体力を用いる仕事の場合にのみ昼飯が摂取されていたことからみて、⁽²²⁾希少であつた昼飯「をも」出すということはすなわち朝・夕食も当然大名側から出していることが前提になる。したがって、この戸田検地条目（史料B）一条目の前半は兵糧支給の原則①、後半は自賄原則②を指していることが明らかである。第一条にみえる「自在庄」という文言は、同検地に関わる浅野長吉の禁制や、同じく長吉による前掲文禄五年甲斐国検地条目にも見られる表現であり、「自賄」と同義とみていい。⁽²³⁾

また、二条目では薪・雑事・糠・藁・草を百姓から出させると述べており、豊臣直轄検地の百姓負担分の原則(③)に比べ、大筋では同様ながら、より詳しく負担分を規定している。そこで二条目の負担分をみると、馬の食料に用いる糠・草・藁と、光熱用であろう薪、それに雑事が自賄原則から外れていることがわかる。これらの百姓負担物品のうち、自賄の内容を考える上で問題となるのが、雑事が何を指すかである。後述するように中世検注では雑事が検注使への饗応を示す言葉として用いられており、ここでの雑事の解釈も同様であるとすれば自賄の内容がかなり限定されることになる。そこで、一七世紀初期に成立した『日葡辞書』をみると、「ざうじ」を「大根や茄子などのような蔬菜」としている。史料B第一条では食事を大名負担と明確に記していることから雑事が食糧そのものを指すとは考えにくいこと、また第三章で紹介する東天川村の事例では米や魚とは別に塩と並ぶものとして雑事を挙げていることから、やはり豊臣検地条目にみられる雑事の内容は『日葡辞書』のいうような調理の一部に用いる野菜類が主なものであったとみたい。したがって、②自賄原則の指し示す範囲は、米穀など検地役人の食糧であったと考えられよう。

では、豊臣検地の負担原則で貫かれていた自賄の意図はどのようなものであったのだろうか。それを探る上で見過ごせないのが、史料A第四条・史料B第三条や、天正一九年秀次検地条目、文禄三年伊勢国検地条目など、各種の検地条目にみられる礼物禁止規定である。想定されている相手が検地対象地の領主と百姓であること、また文禄三年島津領検地条目で「礼物を出し用捨之儀」を禁じていることからみて、これは収賄による手加減の可能性を潰す規定とみていい。また、史料B第三条、また文禄三年伊勢国検地の起請文前書の「礼儀・礼物之事不及申二、樽・肴・茶の子以下一切取申間敷候事」、慶長三年溝口検地条目の「於地中、湯肴等一切取申間敷候事」などは、酒肴の提供を禁じる規定となっている。さらに、文禄・慶長期に定められたと見られる長宗我部氏の検地掟では「酒地検中一切禁制

之事」と、酒の摂取自体を禁じていた。これらの点からみて、豊臣検地の自賄原則の目的の一つとして、検地役人と在地との癒着を排除し、正確な丈量と年貢賦課を行なおうとする意図があつたことは明らかである。

ただ、自賄は癒着禁止のみを意図した原則ではなかった。文禄五年浅野氏検地では「薪・さうし・馬のぬか・わらハ、百姓可出之、此外対百姓不謂儀、申懸間敷事」としており、百姓負担物品以外のものを提供させることを「不謂儀」と断じていることが注目される。同様に、慶長七年佐竹氏検地条目でも糠・馬草の百姓負担を規定した中で、「其外何二ても、少も非分之儀申付ましき事」と、その他の物品を負担させることを「非分」と認識している。また、史料B第三条は既述のように礼物授受と酒肴提供を並べて禁じる規定であるが、その一方、検地奉行・役人側がこれらを無理に取ろうとしたら直訴せよと命じている。この三例からみて、百姓側の負担品目を検地以前から具体的に定めておく豊臣検地の方針は、品目を限定することによって村側の疲弊を防ぐ目的もあつたことが明らかだろう。史料B第二条で負担分量を細かく定めているのも、負担の限度を設けるためであつたと理解できる。なお、豊臣検地の場合は検地役人の宿泊地に関する具体的規定はみられないが、長宗我部氏の検地掟には「旅人同前」に宿を借りるべきことが明記されており、こちらも村に負担をかけない宿泊のあり方を志向していたことが指摘できる。

以上の検討から、豊臣検地では検地役人に対して十分な兵糧を支給しており、食事類はその支給された兵糧による自賄が規定されていたこと、また百姓・村側の提供すべき物品を事前に規定することにより、検地役人の癒着と村側の過度の負担を防ぐ志向を持っていたことが明らかとなった。豊臣検地の実施体制は、検地役人・百姓の双方の負担を抑え、検地を命じる権力が最大の負担者となる点に特徴があるといえよう。

第二章 負担構造の特色——中世検注・近世検地との比較から——

兵糧支給による自賄、百姓負担物品の限定といった豊臣検地の原則は、中世の検注や近世検地と比較していかなる意味を持っていたであろうか。

まず、先学による指摘に導かれながら、中世検注の負担原則をみてみたい。はじめに述べたように、検注の実態解明は検地論とは異なる観点から進んでおり、特に宝月圭吾氏の検討は非常に重要である。⁽²⁴⁾ 宝月氏は元中元（一三八四）年の高野山領紀伊国官省府庄年貢契状から、検注使（奉行）が器量と故実に通じた者から選ばれたこと、領主は検注使・村の双方からの起請文提出によって偏頗（就追従賄賂、不可存輪偏頗矯礮飭、将又不可得山上山下諸人語）・隠匿（「不可下地見隠聞隠」）の禁止をはかっていたことなどを指摘する。検注使側の偏頗の背景には「追従賄賂」が想定されており、豊臣政権と同様に在地からの贈賄による手加減を警戒していたことが明らかである。また、起請文を奉行側・村側の双方が出していたことに関しても豊臣政権との連続性が指摘できる。⁽²⁵⁾ この種の調査一般において、賄賂による不正を禁じることは中世・近世権力が普遍的にとる姿勢であったといえる。

右の起請文からは、一見、中世検注と豊臣検地の間に大きな差違がないように思われる。しかし負担構造の点ではまた違う一面が見えてくる。元徳元（一三二九）年の信濃国小木曾庄検注における負担について、再び宝月氏の指摘をみてみよう。⁽²⁷⁾ 検注使が小木曾庄に近づいた際、まず「坂迎（境迎）」の儀が庄官によって行なわれた。これはねぎらいを名目として酒宴を行なう慣習で、平安時代から存在していたという。検注使が庄内に入ると「落付」、その後三日

間の「昼碗飯」という酒宴が行なわれ、検注が行なわれることになる。ところがその間にも「三日厨」「平厨」などの酒宴（米・鳥・魚・芋等と並んで酒も提供される）が計一五日間行なわれていた。つまり、検注使は検注のかかなりの日程を酒宴とともに過ごしていたのである。

宝月氏は雑事と呼ばれたこの饗応について、「これらの雑事供給は、租税と同時に奉仕料的な意味を、次第に併せ持つようになってきたと思われる」とし、雑事をめぐる検注使と莊園側の争いの要因がこの二面性にあったと指摘している。厨・供給・雑事などと呼ばれるこれらの負担は、検注では常態化していたとみられる。供給を検討した早川庄八氏によれば、平安時代半ば以後の供給は、使者の運送の際に食糧・馬・人夫を提供するものと使者が目的地で受ける落付等があり、特に後者は「下から上へ」の公事という性格が強かったという。⁽²⁸⁾三日厨も供給と同様のものとされており、小木曾庄に派遣された検注使が受けた酒宴も、莊民が勝手に行なっているのではなく領主側の検注日程に当初から折り込み済みの出来事であったとみられる。

さらに他の事例を挙げる。鎌倉期薩摩国における相論の和与状から検見・検注部分を抽出したものである。

○史料C 文保元（一一三一）年六月十七日付薩摩伊作庄并日置北郷領家雜掌地頭代和与状抜粹⁽²⁹⁾

一、検見検注事、

右検見検注、任嶋津庄例、両方寄合逐其節、守取帳之旨、可定損得、但、検注使人数者、可為領家方上下拾人、地頭方上下伍人也、次沙汰人等、或号他行、或称指合、閣検見之時者、當日雑事無用之条、為百姓等煩費之間、向後者收納使并地頭代、令現在者、不顧闕如之輩、可逐其節也矣、

最初の部分では島津庄の庄例にのっとりて検見・検注を行なうべきことを、中盤では検注に際して領家方・地頭方

が派遣する人数を規定しており、さらに次の部分では検見の場にはない沙汰人等の分の雑事は百姓の煩いとなるため無用である、としている。ここでは不在の分の雑事は百姓の煩いとされるが、その場にいる者への雑事は特に止められていない。したがってこの後半部分からは、その場にいる者への雑事は当然出すべきであるとの認識を読み取ることができる。⁽³⁰⁾ 中世の領主からみて、検見・検注の際の雑事は在地が負担すべきものであったといえよう。富沢清氏は検注のために段米を徴収することが一〇世紀段階から慣行となっていたと指摘しており、また原田信男氏も饗応の費用は在地の土地所有者の負担となったとしている。⁽³²⁾ 以上から、検注を行なうごとに費用を在地側に負担させる体制を、中世検注の実施体制の特徴とみることできよう。⁽³³⁾

ついで、近世の検地ではどうであつたかみてみよう。文化五（一八〇八）年、甲斐国加々美村に出されたとされる検地掟には、（検地役人の）「逗留中は手賄にも可致間、諸色直段其外損料物等の直段兼て取調置可申、尤其村に無之品を他所より調置候事、堅く無用に候、野菜の義は其所有合の品を可調間其段可相心得事」とある。⁽³⁴⁾ ここでは検地役人は自賄であるため滞在地の食糧の値段を調べておくこと、他村から食糧を調達することは無用であること、野菜はその村のあり合わせのものを用意することが規定されていた。これは同検地にて検地役人が提出した起請文に「惣て当分可入諸色所々相場直段付取之、買調代物急度相払請取書取之、少成共百姓の費成義仕間敷事」とあることから確認でき、滞在中に用いる物品を検地役人側が購入することで「百姓の費」を避けようとする意図が明瞭にあらわれている。⁽³⁵⁾ また、享保十一（一七二六）年の検地掟にも「御代官御勘定人并に下役竿取に至る迄、木銭払ひ、其所有合の野菜を以て、一汁一菜の外、酒肴一切不差出、諸事費無之様吟味可申付事」とあり、この場合一汁一菜は出すとしても、酒肴などを禁じて村側の負担を減らそうとしている。⁽³⁶⁾ なお享保四（一七一九）年成立の地方書「地方袖中録」

には、「検地之節村方より小遣の水夫村移りの人馬等無滞為相勤、其外賄諸入用等は領主より出之とのよし」とあり、賄や入用は領主側が負担するとの認識が示されている。³⁷⁾

また、中世検注と豊臣・近世検地の実施体制の相違がよくわかる例として、派遣される使・役人の宿泊場所をみてみよう。宝月氏によれば、検注の際には「庄屋」「仮屋」と呼ばれる仮設の「かなり本格的な建物」が建てられており、検注使はそこに宿泊していたという。その建築費用は現地負担であり、検注帳の読み合わせなどもそこで行なわれていた。庄官・農民と検注使が近づきすぎることを避ける目的があつたものと推測されているが、連日行なわれた酒宴の存在からみてその効果のほどは疑問である。それはともかく、同様の観点から豊臣期の検地を振り返ると、すでに第一章で紹介したように長宗我部氏は検地役人が「旅人同前」に宿泊すべきであると定めており、また次章で述べるように伊勢・摂津検地で実際に検地奉行一行が庄屋や有力百姓の家に宿泊していたことが確認できる。近世検地の場合をみると、「木銭払ひ」（享保十一年）、「旅宿の義百姓共の内手狭にて旅宿成兼候はゞ、寺社方にて不苦、見苦敷分は無構間、新規に取繕事可致無用候」（文化五年）といった様子であり、やはり既存の建築物に宿泊するという豊臣期の検地と同様の方針を見出せ、宿賃も検地役人側が負担していたことがわかる。

以上の検討によって、豊臣政権や大名権力などの検地実施権力が最大の費用負担者となつて村側の負担を抑えるという構造が、中世検注の負担構造とは大きく異なるものであり、近世へと連続するものであつたことが明らかになったと思われる。ここで、はじめに触れた原田信男氏の指摘を振り返ると、検地役人と百姓との共食を豊臣政権が否定しようとしたという氏の指摘は、本稿のこれまでの検討からみても正鵠を射たものといえる。氏は「中間搾取者の存在を認めず、直接農民を支配しようとした近世国家は、土地丈量の際の饗応を否定し、その最低限の費用の一部を負

担する外は、農民へこれを制度的に転嫁したのである」と、中世・近世の支配体制や社会構造の違いにその変化の理由を求めているが、本稿では検地条目に示された意図を重視したい。すなわち、第一章で見た、癒着禁止・百姓負担軽減である。

癒着禁止については、早川氏が『供給』とマイナイは紙一重」と指摘しているように中世検注における饗応慣行の癒着との親和性の高さが明らかであり、豊臣政権が述べる饗応否定の意図が単なる名目ではなくその本格的解消にあったことが十分理解できる。また、検地費用として政権側から支払われる兵糧は百姓から徴収する年貢が原資であることから、検地役人の自賄分も元を正せば百姓からの支出であることには違いはないが、土地調査によって在地に直接もたらされる「百姓等煩費」（史料C）を排除すると宣言することは、在地の負担感を軽減させ、検地の実施をスムーズに受け入れさせる効果があったであろう。したがって、豊臣政権による検地負担構造の変革は、政策・支配への障害を除くことに目的があったものと理解しておきたい。

第三章 検地負担の実態

中世検注と豊臣期以後の検地における負担原則に大きな違いがあることを指摘したが、豊臣検地の原則はあくまでも検地条目から抽出した志向である。規定と実態が乖離していた可能性も考えるべきであろう。豊臣期の検地による支出を詳細に記す史料は管見にふれなかったため、ここでは断片的史料から実態をうかがうことにしたい。

まず、慶長三（一五九八）年越前国検地にかかわる次の文書をみたい。

豊臣期における検地の負担構造

○史料D 慶長四年七月十一日付才助宛清右衛門判物⁽³⁸⁾

御見地之時之入用ニ^(檢)はた壹枚永代相渡申候、しせん御年貢米相立申ニ付而ハ我等さはき可申候、少も其方へハかけ申間敷候、為其ニ永代之状如件、

慶長四年

新田きもいり

七月十一日

清右衛門（花押）

才助殿まいる

ここでは、「御見地之時之入用」として「^(畠)はた壹枚」が在地でやり取りされている。この場合、宛所の才助が検地入用を負担し、その代わりとして畠を得たのであろう。肝心の入用の詳細は不明ながら、少なからぬ負担が村側に生じていたことは明らかである。

○史料E 慶長三年八月十一日付西福寺宛木村由信判物⁽³⁹⁾

以書付申上候、

今度御けん^(検地)ち衆ニ、其村之しやう屋^(庄屋)二郎右衛門才覚を以、御地走申候御事、

其村江御やうし^(用捨)や申田地之内、二郎右衛門田地分ニ壹段四畝、此分米式石式斗四升の田地分引残、二郎右衛門ニ御渡シ可被成候、是ハ永代之ふち^(扶持)ニ仕候御事、残るの分者、惣^(並)な^(配分)にはいふん可被成候、若其上何かと申者御座候ハ、此書付を為持、京江御のほせ可被下候、為其ニ永代之書物如件、

慶長三年

木村宗左衛門尉

八月十一日

（花押）

西福寺様

御寺者中^(侍)

史料Eもまた越前検地に際して発給された文書である。ここで検地奉行木村由信は領主西福寺に対し、「御けんち衆^(検地)」へ「才覚を以、御地走^(馳)」した庄屋二郎右衛門へ、高除地分から田地を給付することを求めている。豊臣政権が発給したほとんどの検地条目では庄屋への給付に触れておらず、文禄三（一五九四）年島津領検地のものには庄屋・肝煎の居屋敷を検地の対象から外すべきとの規定がみられるが、そこで規定されているのは検地参加への反対給付ではない。一般に検地で確定された村高や高除地から庄屋に給地が与えられることはよくみられるが、それは本来村役人としての役給であつて検地への参加とは無関係のはずである。案内者としての庄屋・百姓に対する反対給付（屋敷分免除）が条目に確認されるのは、近世のいわゆる「慶安検地条目」からとみられる。⁽⁴⁰⁾したがってこの事例は検地奉行に付与された裁量権の一端を示すとともに、給付の根拠となった庄屋の負担の存在をうかがわせるものであるといえよう。

右のように、百姓側とくに庄屋には検地をめぐる負担が生じていたことがわかるが、豊臣政権が阻止しようとしていた不正もまた存在していた。たとえば、文禄三年伊勢国検地に関しては「一柳佐近殿御打被成候、仁右衛門地方ハ御宿ヲ仕故、大縄ニ請申ニ付、竿崎^(先)なとも可然存、小百姓共地棹を望、久左衛門・七左衛門^(徒党)ととう仕庄屋仁右衛門方訴訟仕候へ共、終仁右衛門愈不被仕」といった記録が残っている。⁽⁴¹⁾ここには、奉行一柳可遊を宿泊させた庄屋仁右衛門が田地を「大縄ニ請申」したため、「小百姓」が仁右衛門に「地棹」を訴願したと記されている。奉行を泊めた結果として仁右衛門の望む「大縄」が実施されたというこの事例から、宿泊時の接待への見返りとしての便宜を想定することは容易であろう。かかる観点からさらに注目されるのが、同年摂津国検地における東天川村庄屋弥二郎兵衛の行

動である。

○史料F 慶長一三年一月付弥二郎兵衛申状写抜粹⁽⁴²⁾

一、拾四石式斗六升、高ノ外ニ検地御奉行衆弥二郎兵衛壹人ニ被下候事ハ、御検地入目なとハいつれのさい所ニ^(在)
も惣中より仕候へ共、此地下ニハ左様之造作も一円不仕、弥二郎兵衛も、御奉行衆へ似合之氣遣をも仕、又ハ^(畝邊)
万一斗違せちかい候ハ、右之内にて少々出入ハならしかへし被仰候て被下候事、

これは、検地の際に設定された高除地について、村中のものとすべきという村民と、自身の持ち地として正当性を主張する庄屋弥二郎兵衛との間で争われた、初期村方騒動における弥二郎兵衛の申状の一部である。順を追って見ていこう。〈ア〉弥二郎兵衛は、検地奉行(石河光元)から高除地一四石二斗六升分を一人で宛行われたという。⁽⁴³⁾その理由は、〈イ〉検地の費用(「入目」)はこの在所でも惣中から出しているのに東天川村では出されず、弥二郎兵衛が一人で負担しており、〈ウ〉また彼は検地奉行への「氣遣」をし、〈エ〉万一斗違い・畝違いが生じた際には彼に与えられた一四石余りの中で調整するようにとも言われた、と彼は述べている。それに対して、弥二郎兵衛と対立する惣百姓側は、その一四石余りは在所に下されたものののに弥二郎兵衛が私物化していると訴えている。⁽⁴⁴⁾この騒動の経過はともかく、本章の関心から注目されるのは〈イ〉〈ウ〉とその結果としての〈ア〉という流れである。〈イ〉の部分の解釈は史料Fのみでは断定できないが、弥二郎兵衛が作成した別な申状で、検地の際の負担品目を列挙した上で「在所より算用ニたてられ不申候」と述べていることから確定できる。⁽⁴⁵⁾摂津の村々では村全体に、東天川村では庄屋弥二郎兵衛個人に検地の負担がかかっていた事実、さらに弥二郎兵衛の言い分によればそれを理由として彼への給付がなされていた事実が看取できるだろう。

さて、この弥二郎兵衛の事例は、彼に負担がかかり反対給付を得ていたという事実のみならず、さらにその内容に注目すべき点がある。弥二郎兵衛は自分がいかに多大な負担を強いられたのかを示して訴訟の証拠としようとしたらしく、自身の負担分を書き出した申状を作成していた。そのうち、文禄三年検地に関わる負担品目を簡単にまとめる⁽⁴⁶⁾と次のようになる。

油	一斗二升五合	代米三石五斗
酒	濁り酒三斗、清酒九斗	
味噌	五斗	
魚介類(鯉・鮒・鯰・鯛等)	一石一斗五升	代米八石
米	一石六斗	
酢	五升	
塩・雑事		

以上、塩や雑事を抜いた代米はあわせて一石五斗分であったという。史料の性格上、弥二郎兵衛の過大申告の可能性は排除できないが、それでもこの品目を訴訟用に堂々と提示している事実自体に注目しなければならない。なぜならば、ここで挙げられた品目は、第一章で確認した法定百姓負担品目(糠・藁・薪・馬草・雑事)から外れたものが多いからである。特に清酒・濁り酒を弥二郎兵衛自ら挙げている事実から、検地条目で禁じられていた酒肴による響応を彼が行なっていたことが明白である。これらの品目を東天川村の「惣中」が負担しようとしなかった(史料Fヘイ)のは、豊臣政権の規定に沿った行動だったといえるだろう。ただし惣百姓側は弥二郎兵衛による接待に関して

は問題としていない。検地奉行石河光元がこの接待を受けた上で弥二郎兵衛一人に高除地を宛行った事実と、明らかに規定に反する負担品目を訴訟の材料として弥二郎兵衛が申告していた事実からは、豊臣政権の志向が容易には貫徹しえなかったことを看取できるのである。史料D・Eの事例でも、この東天川村と同様に饗応が行なわれていた可能性があらう。

なお、弥二郎兵衛はこの検地に関してもう一通興味深い申状を残している。それは野田村・天川村の七名の除地を列記した上で、「是ハ^(宿)やと被仕候ニ付、奉行衆ニもらわれ申候、すこし米付申候、此外ニまた御座候」と、彼らの除地が奉行衆宿泊の反対給付として宛行われたものであり自分も同様にもらっていると述べたものである。⁽⁴⁷⁾ 検地役人一行が庄屋や有力百姓の家に宿泊し、反対給付として土地（本稿の事例では高除地）を与えることは、普遍的に行なわれていたとみることができるだろう。

以上のように、百姓負担を減らそうとする豊臣政権の志向にもかかわらず、現実には負担が生じており、しかもその内実は検地奉行・役人への饗応によるものであった事例もみられた。こうした饗応は在地に有利な丈量結果をもたらそうとする賄賂的要素と、中世以来の饗応の慣行を引き継いだ要素の双方を含むものだろう。規定と実態が乖離するこうした状況がどこまで続くのか、現在のところ検討の材料が整っておらず不明とせざるをえない。検地ではなく検見・年貢収納の事例になるが、鹿児島藩士永山盛富による地方書「撫育教導伝」には次のような記述がみられる。⁽⁴⁸⁾

伝曰、検見并収納の時人を遣すに、百姓の賄にては往々馳走ぶりをいたし、種々の食物を用意し妻子も其座に集り、小百姓共も飲食する故、其入用大分書付小百姓に割懸出させる者也、是故に善き仕置の人は、百姓の造作に少も不成儀に申付也、

ここからみるに、百姓による上使の饗応は近世にも行なわれていたと考えられる。饗応の契機が使側・百姓側のどちらからであるかは事例によって異なるだろうが、豊臣期の負担構造の变革を経てもなおその慣行は根強く残っていたであろう。

おわりに

本稿では、豊臣方式の検地では百姓負担が一部の物品に限定されており、検地奉行への兵糧支給により検地実施権力が最大の費用負担者となる原則を確認した(第一章)。また、それは中世検注の原則に比べると百姓負担の大きさに明らかな違いがあり、近世検地につながる志向であったと指摘した(第二章)。ただし、そうした原則とは別に百姓に負担がかかる状況は存在し、検地役人を饗応する慣行も続いていた(第三章)。したがって、中世と近世における検地負担構造の最大の相違は、中世では饗応慣行・負担制度の両面から当然のものとされていた村側の費用負担が、近世になると「不謂儀」「非分」として規制の対象とされるという、原則面での大きな変化であったといえる。

以上、本稿は基礎事実の確認に終始しており、いまだ未解明な点が多い。最後に、本稿で論じ残したことを二点ほど触れておきたい。一点目は、百姓負担軽減の意図である。本稿では検地条目の字面を比較的素直に解釈したが、たとえば次の記述などをみるとまた別の見方もできるように思われる。

○史料G 正元二(一二六〇)年四月一三日付太政官符抜粹⁴⁹⁾

一、応停止有限早米等代、構狂惑、以糠、糝、藁、薪等令弁済事、

右、得同前 奏状稱、同検案内、調庸糶米殊可精好之由、 綸言重疊、不法之科、詳載章条、望請 天恩、当

国官物、任年度制符、令停止糠粃等類、背符旨者、任法、欲被召誠庄司等者、同宣、奉 勅、同依請者、

鎌倉期の事例であるが、ここでは早稲などの代わりに糠・粃・藁・薪を年貢として納めようとする動向があり、それを禁じようとする意図が示されている。この官符にしたがうならば、糠などの物品は通常年貢として納めるべきではないものということになる。そこで注目されるのは、これらの物品が豊臣方式の検地で百姓側の負担と規定されたものと重複することである。この点から豊臣検地の負担原則を読み替えるならば、年貢として出すべき米に関しては取るべきではないが、年貢にはならない糠などは検地役人が取ってもよい、となろう。次にみる大内氏の事例のように、中世では年貢催促使らが皆済前の年貢を供給・雑事として徴収する事態がしばしば起きていた。検地役人の自賄原則は、彼らへの供給・雑事提供を理由として年貢減免を主張しようとする百姓側の動向を未然に防ぐものとも考えられないだろうか。ただ、中世検注の供給・雑事が百姓の負担になっていたことは確かであり、近世検地でも負担軽減意図は繰り返し述べられているから、この推測はいささかうがちすぎかもしれない。

ついで二点目として、豊臣検地の原則の始期について触れておきたい。豊臣政権では初期からこの原則が成立していたものとみられることから、それ以前の織田政権や戦国期の大名権力などでもそうした方針が採られていた可能性があるが、現在のところ検地施行体制に関わる史料を見出せていないため、検討は難しい。ただ、豊臣検地の原則は検地に限らず豊臣政権による他の政策・行動にも通じる原則であつた可能性が高いから、そこから類推することはできないだろうか。たとえば天正一五（一五八七）年増田長盛が近江国で発給した条書には「下代其外二越候者共二、めしきけ以下のさうさ、一せつ二仕候は、曲事たるへき事」、天正一八年正月に秀吉が発した禁制には「ぬか、わら、

たきゝ、さうし以下、亭主に相理可取之事」、慶長五（二六〇〇）年関ヶ原合戦の一ヶ月後に池田輝政が下した条目にも「ぬか・わら・たきゝ・さうしハ為其地下人可馳走、其外非分之儀一切申懸間敷事」との規定がみられる。⁽⁵¹⁾ 天正一八年の場合、小田原への出陣の際に秀吉自身の本隊の行軍について豊臣秀次に宛てた朱印状に、兵糧を下したので二重の兵糧を取ることは無用とし、知り合いへの振舞や米の提供を禁じるとともに、薪・雑事以下は出してもよいとする文言がみられる。⁽⁵¹⁾ このように、検地条目での原則は検地以外にも通じており、⁽⁵²⁾ 目的も同様に百姓負担軽減にあつたと考えられる。

右のように検地以外の事例を検地負担原則の比較対象にしようとすると、永正一〇（一五一三）年に大内氏が定めた年貢催促使に関する掟が注目される。この掟以前、大内氏は催促使が在地に入部する際に本使、名代、悴者・下人以下をわけてそれぞれの日別銭・米を雑事として定量化していたが、実際には催促使の身分を無視して過分に取ったり、年貢納入以前の収獲物から日別雑事分を取ったりする事態が起きていた。⁽⁵³⁾ そこで大内氏は永正一〇年、催促使は入部後三〇日間「自堪忍」とし、それ以上に長期の滞在となつた場合は雑事銭を取るべきと新たに規定している。⁽⁵⁴⁾ 催促人が故意に長く逗留して「成土民之煩費」した場合は「罪科同前焉」（「催促人事、可被加御成敗矣」と述べており、ここから自堪忍方式の採用が在地の負担軽減のためであつたことが明らかである。⁽⁵⁵⁾ 豊臣政権の自賄・自在庄原則は、戦国期大名権力が採用するようになったこのような基調を、継承・発展させたものであつたといえるのではないだろうか。ただし大内氏の場合は「為本使輩者、大略帯御恩之仁也、然上ハ卅日自堪忍不及余儀」としており、御恩を帯びた本使は自己負担、「無足之仁」などの「自堪忍無調法之輩」は相当の日別を受け取るとしている。つまり大内氏の場合は豊臣政権とは異なり兵糧支給の観点が抜け落ちた「自堪忍」（＝手弁当）であり、そのため自己負担に耐えきれ

ない者には従来と同様の雑事徴収を認めざるを得なかったのである。このように「自賄」「自堪忍」という類似の觀念であつても、兵糧支給の有無という点では大きな相違があつた。今後は、大内氏と豊臣政権の間を埋めることが課題となろう。後考を俟ちたい。

注

- (1) 関係する論文は多数あるが、ここでは社会経済史学会編『封建領主制の確立——太閤検地をめぐる諸問題——』（有斐閣、一九五七年）を挙げておく。
- (2) 藤木久志「村請の誓詞」（『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、一九九七年、初出一九八八年）。木越隆三「織豊期検地と石高の研究」（桂書房、二〇〇〇年）。池上裕子「検地と石高制」（『日本史講座 第5巻 近世の形成』東京大学出版会、二〇〇四年）。拙稿「中・近世移行期における検地と『地引』」（『長宗我部氏の検地と権力構造』校倉書房、二〇〇八年）。
- (3) 前掲注(2)池上論文。
- (4) 長宗我部氏の検地役人に関しては前掲注(2)拙著で検討した。
- (5) 近年谷口央氏が行なっている、天正一八・一九年の奥羽検地および文禄三年伊勢国検地などにおける検地奉行の裁量権の検討などは注目すべき動向であろう（谷口央「太閤検地の奉行裁量と検地帳——伊勢国太閤検地関連の新旧史料紹介を兼ねて——」、『人文学報』四一五、二〇〇九年）。同「検地帳と権力」、『織豊期研究』一一、二〇〇九年）。
- (6) なお、豊臣政権の検地は一般に「太閤検地」と呼称されているが、この呼称には議論があるため、本稿では「豊臣検地」「豊臣方式検地」と呼ぶこととする（前掲注(2)拙著序章を参照）。
- (7) 宝月圭吾「庄園における検注使の生活実態」（『信濃』三七—一〇、一九八五年）。
- (8) 原田信男「中世における食生活の周辺——共食と支配をめぐる諸問題——」（『史学雑誌』九三—三、一九八四年）。
- (9) 秋澤繁「太閤検地」（『岩波講座 日本通史』一一、岩波書店、一九九三年）。松尾寿「検地条目」（『日本史大事典』平凡社、一九九三年）。天正一三・一四年の豊臣検地条目も存在するとの指摘もあるが（後藤陽一「検地条目」項、『国史大辞典』）、その両年に

は検地条目の形式をそなえる文書は見出せない。

- (10) 宮川満『太閤検地論』Ⅲ（御茶の水書房、一九六三年）二九号。以下、検地条目は初出時のみ注記する。
- (11) 奥州は宮川満『太閤検地論』Ⅲ、三〇号。出羽国は『米沢市史』資料編1古代・中世史料編、六二五号。
- (12) 宮川満『太閤検地論』Ⅲ、三一号。この条目の対象地は陸奥国説（小林清治『奥羽仕置の構造』吉川弘文館、二〇〇三年。前掲注（5）谷口「検地帳と権力」と尾張国説（中野等『豊臣政権と尾張』『織豊期研究』創刊号、一九九九年）が並立するが、本稿の目的から外れるため両説の紹介にとどめておきたい。

- (13) 『渡辺文書』（『三重県史』資料編近世1）三二四～三二七頁。
- (14) 宮川満『太閤検地論』Ⅲ、三五号。
- (15) 宮川満『太閤検地論』Ⅲ、三二号。
- (16) 『山梨県史』通史編3近世1、三四一頁。
- (17) 「秦氏政事記」（『土佐国靈簡集』へ「高知県史」古代中世史料編）六五九号）に所収。
- (18) 宮川満『太閤検地論』Ⅲ、三八号。なお文禄三年和泉国検地、慶長三年越前国検地では検地奉行名義で条目が発給されている。
- (19) 『新潟県史』資料編八、二六〇頁。
- (20) 『茨城県史料』中世編Ⅴ、一六〇～一六一頁。
- (21) 『愛媛県史』資料編近世上、第一章三二号。
- (22) 播磨良紀「織豊期一日三食制成立についての研究史的考察」（『四日市大学短期大学部紀要』三〇、一九九六年）。
- (23) 『愛媛県史』資料編近世上、第一章三三号。その他、文禄三年の浅野長吉・長継連署条書（『山梨県史』資料編近世1、二一五号）にも「しさいしやう」文言がみられ、浅野父子が用いた事例が多い。このことから、戸田勝隆の検地条目制定の背景に浅野長吉による雛形の提示があったとも考えられる。

- (24) 前掲注（7）宝月論文。

- (25) 『大日本古文書 高野山文書』七、一六三六号。

- (26) 前者は第一章で触れた文禄三年伊勢国検地に関するものがみられる。後者は宮川満『太閤検地論』Ⅲ、一六九・一七〇・二〇六号

豊臣期における検地の負担構造

など。

- (27) 宝月氏の依拠した史料は、高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺古文書』（東京大学出版会、一九七五年）一三二号。
- (28) 早川庄八『供給』をタテマツリモノとよむこと（『中世に生きる律令』平凡社、一九八六年）。
- (29) 『大日本古文書 島津家文書』一、五一一号。
- (30) この場合の雑事は、豊臣政権の規定するものとは異なり、検注使等を饗応する食事・酒肴である。
- (31) 富沢清人「検注と田文」（『中世荘園と検注』吉川弘文館、一九九六年、初出一九九一年）。
- (32) 前掲注（8）原田論文。
- (33) 本文では一四世紀までの事例ばかり触れたが、たとえば嘉吉三（一四四三）年に「右御神田者、依為惣公田六拾玖町半内、検注用途雖其沙汰候、為異御神田上者、可閑申」との文書が発給されており、通常は「検注用途」を負担すべきところを神田であるため免除する事例がある（『大社町史』史料編古代・中世上、七一五号）。
- (34) 安藤博編『徳川幕府縣治要略』（柏書房、一九六五年）一七一頁。
- (35) 『徳川幕府縣治要略』一六四頁。
- (36) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』上（近藤出版社、一九六九年）八四頁。
- (37) 『地方袖中録』（『近世地方経済史料』六、一九三二年）三〇一頁。
- (38) 『笹屋文書』（『福井県史』資料編七中・近世五）一号。
- (39) 『史料纂集 西福寺文書』二七三号。
- (40) 児玉幸多編『近世農政史料集一 江戸幕府法令上』（吉川弘文館、一九六六年）四九号。丸山雍成氏によれば『慶安検地条目』の成立は一八世紀であつたとされる（丸山雍成『慶安二年の『御触書』と『検地条目』をめぐる問題』『封建制下の社会と交通』吉川弘文館、二〇〇一年）。一七世紀の延宝・貞享・元禄・享保の各検地条目には庄屋・案内者への給付に関わる規定がみられない。
- (41) 『渡辺文書』（『三重県史』資料編近世一）三一七頁。
- (42) 宮川満『太閤検地論』Ⅲ、一七六号。
- (43) この高は東天川村の村高のほぼ一％にあたり、そのうち六石二斗は「在所中へ毎年算用」しているという（宮川満『太閤検地論』）。

Ⅲ、一七四—一六号)。

- (44) 宮川満『太閤検地論』Ⅲ、一七五号。実際の検地帳の末尾に「右之外二拾四石ハ(平遣)へさほちかへ歩ちかへ(遣)、残米ハ(供持)ふち二政所弥兵衛ニ」とあり(『太閤検地論』Ⅲ、一五号)、惣百姓側はこれを弥二郎兵衛が一人で工作したものである。

- (45) 宮川満『太閤検地論』Ⅲ、一七一号。

- (46) 宮川満『太閤検地論』Ⅲ、一七一号。

- (47) 宮川満『太閤検地論』Ⅲ、一七二号。

- (48) 「撫育教導伝」(『近世地方経済史料』六)二四七頁。

- (49) 「壬生文書」『中世法制史料集』第六卷 公家法・公家家法・寺社法 公家法二〇九号。

- (50) 『近江愛智郡志』二、二〇七—二〇八頁。『大日本古文書 吉川家文書』一一四号。「清水寺文書」(『兵庫県史』史料編中世二)四六四号。

- (51) 「大阪城天守閣所蔵文書」(『大阪城天守閣紀要』三二、二〇〇四年一一〇七号。豊臣政権の軍事行動では、兵糧が支給されていたことがよく知られている(高木昭作「『公儀』権力の確立」へ『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年、初出一九八一年)。

- (52) 文禄の役の際に筑前国博多津に出された禁制では、糠・藁以下の提供すら禁じている(『榴田神社文書』へ『新修福岡市史』資料編中世Ⅰ—一二号)。

- (53) 「大内氏掟書」『中世法制史料集』第三卷 武家家法Ⅰ 一六〇—一六二号。

- (54) 「大内氏掟書」一六三号。

- (55) 山田邦明氏はこれを「大内氏は地域社会の貧困化を防ごうとした」と評価する(山田邦明『日本の歴史 戦国の活力』へ小学館、二〇〇八年—一八六—一八七頁)。

〔付記〕本稿は平成二一・二二年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。